適合証明業務手数料規程

（趣旨）

第１条　この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、株式会社都市建築確認センター（以下「当機関」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」第１０条第１項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（手数料の区分）

第２条　適合証明業務の手数料は、別表１及び別表２のとおり新築住宅並びに中古住宅それぞれの区分により定めるものとする。

第３条　前条を適用できない特別な事情を有する物件については、申請者と協議のうえ別途特例の手数料を設けることができるものとする。

（手数料の支払期日）

第４条　申請者が納付する手数料の支払期日は、申請受付日の翌日から５日以内とする。ただし、申請者と協議により合意した場合には、他の支払い期日を取り決めること

ができる。

（手数料の支払方法）

第５条　申請者は手数料を前条の支払期日までに当機関の指定する銀行口座に振り込みの方法で納付するものとする。

　２　振込手数料は申請者の負担とする。

（手数料の返還）

第６条　収納した手数料は、原則として返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務を実施できない場合はこの限りではない。

（適合証明書の再交付料金）

第７条　申請者が紛失等の事由により適合証明書の再交付を受けるにあたっては、手数料５，０００円（消費税抜金額）を納付するものとする。

附則

この規程は平成２７年４月１日から施行する。